毎週火曜・金曜日発行　　○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

◎　告　示　　所管課（室）名
・家畜伝染病予防法に基づくランピースキン病が発生した旨の報告　　畜　産　課
・家畜伝染病発生に伴う家畜等の移動の禁止又は制限　　〃

告　　示

長崎県告示第620号の２

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第４項の規定により次のとおりランピースキン病が発生した旨の報告があった。

令和８年11月６日

長崎県知事　平田　研

１	患畜疑似患畜の区分	疑似患畜
２	家畜の種類	牛
３	発生頭羽数	４頭
４	発生場所	対馬市
５	発生年月日	令和８年11月６日

長崎県告示第620号の３

ランピースキン病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第１項及び長崎県家畜伝染病予防規則（昭和27年長崎県規則第45号）第２条の規定により、家畜及び物品の移動を当分の間禁止又は制限する。

令和８年11月６日

長崎県知事　平田　研

１　禁止又は制限する家畜の種類
　牛及び水牛並びにその死体
２　禁止又は制限する物品
　病原体をひろげるおそれのある物品
３　禁止又は制限する期間
　令和８年11月６日から当分の間
４　禁止又は制限の対象となる区域
　別図のうち、円に囲まれた区域

別図



発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二一一四
印刷所　長崎市戸町四丁目四番一号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥